

営起第19号-1  
令和6年4月12日

工事等請負業者 様

米子市営繕課長  
(公印省略)

## 工事現場の安全管理の徹底について（依頼）

貴社におかれましては、建設工事における安全管理、公衆・労働災害の防止について、平素より十分ご配慮いただいていることと思います。

各工事現場におかれましては、現場内の労働災害はもとより、公衆災害を未然に防止するため、工事に関係する全ての作業員に対し、今一度事故防止の啓発を行うとともに、下記の事項を周知・徹底していただき、工事現場の安全管理に努めるよう依頼いたします。

### 記

1. 下請負人も含めて、再度「安全管理体制」について徹底し、作業方法の確認及び安全対策を重点的に行うよう指導すること。
2. 作業開始前KY活動時に作業方法、手順ごとの具体的な危険予測とその対策の確認を徹底すること。
3. 足場、仮囲い等工事用仮設物を含む工事現場全般の日常の安全点検を徹底し、事故の防止に努めること。
4. 下請負人等に対しても、熱中症（症状、生じやすい条件、予防策）に関する教育を実施するとともに、工事現場に熱中症予防対策を講じ、熱中症の防止に努めること。
5. 建築物等を解体等する元請業者又は自主施工者は、石綿を含む建材が使用されているか調査し、その結果を関係機関に報告すること。
6. 事故が発生した場合は、事故内容にかかわらず、発生後、的確な事後措置をとるとともに速やかに本市監督員に報告すること。